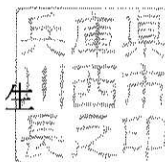


諮 問 第 51 号

平成28年12月9日

川西市個人情報保護審議会会長 様

川西市長 大 塩 民 生



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

目的外利用・提供について

空家対策に係る固定資産税・都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用  
について

[ 別紙 ]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
70	固定資産税・都市計画税課税賦課事務	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が施行され、少子高齢化等で今後人口が減少する中、年々空き家等が増加している。</p> <p>その中で概ね1年以上、居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物等を「空家等」と定義し、適切に管理が行われず、防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空家等について、市は所有者等に対し適切な管理を促すための情報の提供や助言その他必要な援助を行うとされている。</p> <p>そのため空家等の所有者等を確認する必要がある、不動産登記簿情報や関係者の住民票情報又は戸籍謄本等の調査等だけでは、所有者等が確認できずそのまま放置されることが懸念される。</p> <p>このことから固定資産課税台帳の情報を利用することで、納税義務者の居所等を確認し所有者等に対して、空家等の適切な維持管理を促すための情報の提供や指導等を行うことができる。</p>	<p>空家等の固定資産課税台帳に登録されている納税義務者の住所、氏名</p> <p>なお、提供方法は書面による照会・回答によるものとする。</p>	都市政策部住宅政策室	総務部税務室資産税課	<p>通知しない</p> <p>（理由）事業の性質上、本人が知り得るものあり、個別に通知する必要がないため。</p>	<p>利用に当たっては、以下の条件を付する。</p> <p>（1）利用する個人情報を目的外に利用・提供しないこと。</p> <p>（2）利用する個人情報は厳重に管理し、漏えいのないようにすること。</p> <p>（3）不要になった個人情報は、適宜廃棄処分すること。</p>

諮 問 第 52 号  
平成28年12月12日

川西市個人情報保護審議会会長様

川西市上下水道事業管理者  
小 田 秀 平



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

目的外利用・提供について

空家対策に係る水道開閉栓管理事務・水道使用水量検針事務における個人情報の目的外利用について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
71	水道開閉栓管理事務・水道使用水量検針事務	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が施行され、少子高齢化等で今後人口が減少する中、年々空き家等が増加している。</p> <p>その中で概ね1年以上、居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物等を「空家等」と定義し、適切に管理が行われず、防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空家等について、市は所有者等に対し適切な管理を促すための情報の提供や助言その他必要な援助を行うとされている。</p> <p>そのため空家等の所有者等を特定するために水道の開閉栓情報を利用することで、概ね1年以上空家等であるかどうかの確認のほか、所有者等を特定する際の情報として利用しようとするものである。</p>	<p>空家等の可能性がある建築物等の給水契約者情報（住所・氏名・開閉栓日・使用水量・電話番号）</p> <p>なお、提供方法は書面による照会・回答によるものとする。</p>	都市政策部住宅政策室	上下水道局営業課	<p>通知しない</p> <p>（理由） 事業の性質上、本人が知り得るものであり、個別に通知する必要がないため。</p>	<p>利用に当たっては、以下の条件を付する。</p> <p>（1）利用する個人情報を目的外に利用・提供しないこと。</p> <p>（2）利用する個人情報は厳重に管理し、漏えいのないようにすること。</p> <p>（3）不要になった個人情報は適宜廃棄処分すること。</p>

諮問第 5 1 ・ 5 2 号資料



**【参考】 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）**

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第2項は省略

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。